

医療法人が分院を設置する場合における定款変更の取扱について

医療法人の定款一部変更について

(昭和 30 年 5 月 16 日 医第 533 号)

(厚生省医務局長あて佐賀県衛生部長照会)

右の件について、左記事項疑義があるから至急御指示願いたい。

記

- 1 定款の一部を改正し「理事会の決議により適宜の地に分院を設置することができる」旨定めようとする場合「分院の設置」は現在ある病院診療所の拡張とはみなされないの
で、あらたに病院又は法第 39 条第 1 項に規定する診療所を開設するものと解釈しこのよ
うな定款変更の申請書に添付すべき書類として規則第 32 条第 2 項に定めるものとして指
導してよろしいか。
- 2 前記のとおり分院を設置することを定款に規定している場合であっても、分院を開設
する都度、その名称についてはさらに定款で定めなければならないと解するが如何。

医療法人が分院を設置する場合における定款変更の取扱について

(昭和 30 年 6 月 23 日 医収第 293 号)

(佐賀県知事あて厚生省医務局長回答)

昭和 30 年 5 月 16 日医第 533 号をもって貴県衛生部長から照会のあった標記の件につい
て、左記の通り回答する。

記

- 1 医療法人の定款を一部変更して、「適宜分院を設けることができる」旨の条項を追加
することは、直ちに当該医療法人が現に開設する病院、診療所以外の病院、診療所を新
たに開設することとなるものではなく単に当該法人が行い得る業務について規定したも
のと思うべきであるから、このような定款変更申請の際、医療法施行規則第 32 条第 2 項
又は第 3 項に規定する添付書類は必要としない。
- 2 貴見の通り。施行規則第 32 条第 2 項又は第 3 項に規定する書類は、この場合において
添附させるべきである。